コロナ対策の制度一覧

～様々な制度がある中どれが自分に使えるのかを確認してみよう！～

コロナ禍で困っている → **足立支部に相談だ！**

仕事面	売上が減少した	返済不用	持続化給付金	2020年1～12月のいずれかの月の売上が前年同月比で50％以上減少している法人・個人事業主・一人親方ならどなたでも	最大で個人100万円 法人200万円の給付
仕事面	駐車場や倉庫等の家賃が負担だ	返済不用	家賃支援給付金	2020年5～12月のいずれかの月の売上が前年同月比で50％以上、または連続する3ヵ月の合計が30％以上減少している	賃料の2/3を6ヵ月分給付
仕事面	従業員を休業させた/させられた	返済不用	①雇用調整助成金 ②休業支援金	①1ヵ月の売上が前年同月比5％以上減少し従業員へ休業手当を支給した事業者 ②休業に対する手当を受けとれない従業員	①1人1日1万5千円（上限） ②休業前賃金8割（1万1千円上限）×休業日数分を助成
仕事面	コロナ対策としてＰＣ・マスク・アルコール・体温計等を購入した	返済不用	足立区小規模事業者経営改善補助金	１年以上足立区内で事業を営んでいる法人・個人事業主・一人親方ならどなたでも	4万円～上限20万円 かかった経費の4/5を補助
仕事面	運転資金が不足している		足立区緊急経営資金	前年同月比売上が1円でも減少している区内事業者	1,000万円（上限）金融機関によっては5年間実質無利子
仕事面	工事代金・賃金がもらえない		不払い/労使相談	組合員であればどなたでも	組合・弁護士・社労士が協力して解決にむけ交渉を行う
くらし面	税金・年金が払えない		納税/納付の猶予	2020年2月以降の任意期間（1ヵ月以上）の収入が前年同期から20％以上減少している方	納期限から1年間 無担保・延滞税なしで猶予
くらし面	健康保険料の支払が困難	返済不用	土建国保料の減免	土建国保加入者/今年2～7月の売上で最低の2ヵ月を合計し6倍した額（総収入見込み）と昨年総収入を比較して30％以上減少している方	30％以上減少で保険料4ヵ月分減免 40％以上減少で保険料6ヵ月分減免 50％以上減少で保険料8ヵ月分減免
くらし面	生活再建の融資を受けたい		緊急小口資金 総合支援資金の貸付	緊急で予期せぬ理由により、一時的に必要とする費用の調達が困難な方	20～80万円を無利子で貸付
くらし面	お金がなく生活がたちゆかない		生活保護	働けず収入がない、または働いても生活できる収入が得られず財産も持っていない方	最低生活費－収入＝生活保護費を支給